

施設利用上の注意事項

多摩職業能力開発センター府中校
人材育成プラザ

- 1 使用時間 準備・後片付けも含めて使用承認時間を厳守してください。
※使用申請後に交付する『施設設備使用承認書』を窓口で提示後、施設を開錠しますので必ず持参してください。
- 2 駐車場 (1) 駐車スペースが少ないため、車での来校は資材搬入車、主催者側関係車両のみとし、出席する受験者等の車での来校はお断りしておりますので十分に周知をしてください。
なお、やむを得ず駐車場を使用する場合は、必ず使用開始時間及び台数を事前に当校に連絡の上、当日誘導、整理担当の方を配置してください。
(2) 西側マンション側に駐車する時は「前向き駐車」アイドリングをしない、「騒音を出さない」等ご近所への配慮をお願いします。
なお、近隣の方々からの苦情があった場合は駐車場の使用を禁止する場合がありますのでご注意ください。
(3) 地下への荷物の搬入の際使用できる車両の高さは2.3M までとなっています。
(4) 事務局関係の車両には、「一時駐車場利用票」を配布いたしますので、受付にお立ち寄りください。
- 3 電話 (1) 講習内容・日時・時間等については主催者に問い合わせをするよう、受験者に周知してください。
(2) 使用当日についても、緊急時以外の電話の取次ぎはいたしません。
- 4 清掃 (1) 施設使用後は、使用した机・作業台等を元に戻し、室内の清掃・整理・整頓を行い、原状回復してください。
(2) 主催者・受験者等が出した空き缶・弁当の空き箱等のごみは、その日のうちに利用団体の責任において処理してください。
(3) 講習会・検定で使用した資材の廃棄物は最終日までに引き上げるようにしてください。
- 5 危険物の取扱い (1) シンナー等危険物を使用する場合は事前に職員に知らせてください。
また、その取扱い・保管には十分に注意してください。
(2) 刺激臭が発生する場合には換気等を行い、他の講習や授業に影響を及ぼさないように配慮してください。
- 6 報告書の提出 施設使用後は当日にお渡しする施設整備使用整理等報告書(1日につき1枚)を必ず提出してください。

7 その他

○フォークリフト、ホイスト式クレーンを使用することができますが、以下の点を遵守してください。

【フォークリフト】

- ・運転は労働安全衛生法に規定する技能講習を修了した方に限ります。
- ・その他フォークリフトを用いての作業にあたっては労働安全衛生規則を遵守してください。
- ・職員がフォークリフトの運転資格を証する書類の提示を求めることがあります。

【ホイスト式クレーン】

- ・運転はクレーン等安全規則に規定する免許者又は特別教育修了者が行ってください。
- ・その他、ホイスト式クレーンの運転にあたっては、クレーン等安全規則を遵守してください。
- ・職員がホイスト式クレーンの運転資格を証する書類の提示を求めることがあります。

○敷地内は全面禁煙です。

○室内の備品類の無断使用は厳禁です。また消耗品の貸出は行いません。

○コピー機、ファクシミリはお貸しできませんので、資料・教材等は十分な部数をご用意ください。

○施設、備品等を破損させた場合は速やかに職員に報告の上、指示に従ってください

○昼食用弁当等を外注した場合は、毎日会場終了までに業者に回収させてください。

○その他使用にあたっては職員の指示に従ってください。

○当校では、電気の節電を実施しています。不要・不急の照明や空調機の調節をお願いいたします。